

国保 からの おしらせ です

11月



1 マイナ保険証

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録することで、マイナンバーカードを使って医療機関を受診できます。マイナンバーカードを健康保険証として利用すると、過去に処方された薬剤などの情報共有がスムーズになるなど、より良い医療を受けることができたり、窓口で限度額以上の支払いが不要となったり等メリットがあります。

※マイナンバーカードが健康保険証として利用できるのは、オンライン資格確認システムを導入している医療機関・薬局です。対応している医療機関・薬局には、「マイナ受付」のステッカーやポスターが掲示されています。

2 保険証等の更新関係

令和6年12月1日を以って、国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者証は新たに発行（再発行を含む）されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。

マイナ保険証（国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者証の利用登録をしているマイナンバーカードのこと）を持っていない方には、被保険者証の代わりとなる「資格確認書」が交付（※1）され、これまでどおり受診していただけます。

マイナ保険証を持っている方には「資格情報のお知らせ」を交付します（※1）。医療機関等でマイナ保険証による資格確認ができない場合でも、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を提示することで安心して受診していただけます。ただし、後期高齢者医療制度の方については、12月2日から令和7年8月の年次更新までの間の暫定的な運用として、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書を交付します。

令和6年12月1日までに発行されたお手元の国民健康保険被保険者証は令和7年10月31日まで（後期高齢者医療の被保険者証は令和7年7月31日まで）お使いいただけます。ただし、その有効期限よりも前の被保険者証の有効期限が記載されている場合は、使用できるのはその有効期限までです。また、券面の内容に変更が生じた場合は、その事実の発生日までが有効期限となります（※2）。

（※1）…新規資格取得者や喪失等で被保険者証の記載内容が変わった人、紛失等で再交付申請する人などに対し交付します。

（※2） マイナ保険証をお持ちでない方には、お手元の被保険者証が使えなくなる前に申請することなく「資格確認書」が交付され引き続き受診していただけます。

3 国保、後期制度の周知

国民健康保険制度は、同じ地域に住む方たちが、相互扶助の精神に基づき、ケガや病気をしたときに安心して医療機関にかかれるように、保険料を出し合い、みんなで助け合う制度です。

日本では、すべての方がいずれかの制度に適用する国民皆保険制度となっており、対象となる方は、職場の健康保険などに加入している方（扶養家族として加入している方を含む）や、後期高齢者医療制度に適用している方、生活保護を受けている方以外は、国民健康保険制度の適用が義務付けられています。

国民健康保険は、一人ひとりが被保険者ですが、資格の適用は世帯単位となります。資格の取得・喪失、住所変更などの手続きは世帯主が行うことになっています。

これらの手続きは、事由が生じてから必ず14日以内に行ってください。

手続きについては、お住まいの市町村の国民健康保険担当窓口までお問い合わせ下さい。

後期高齢者医療制度は、従来の老人保健制度が廃止され、平成20年4月より創設されました。

75歳以上（一定の障害がある場合は65歳以上）の方は、大阪府に設置された広域連合が運営する後期高齢者医療制度に適用することになります。なお、保険料の徴収や各種窓口業務については、市町村の後期高齢者医療担当窓口が行っています。

後期高齢者医療制度に適用する方は、生活保護を受給されている方など、適用除外の要件に該当する方を除き、75歳以上の方及び65歳から74歳までの方で、一定の障害がある方（本人の申請に基づき、広域連合の認定を受けた方が適用することになります。）となります。